

防衛省の所管に属する公共建築物における木材の利用の促進のための計画

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第10条第2項第4号の規定に基づき、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）を踏まえ、防衛省における木材の利用を推進するため、防衛省の所管に属する公共建築物における木材の利用の促進のための計画を次のとおり定める。なお、防衛省における木材の利用の促進に当たっては、法第3条に規定する基本理念を踏まえ、実施するものとする。

1 木材の利用の方針

- (1) 防衛省が整備する公共建築物（法第2条第2項第1号に掲げる建築物をいう。）における木材の利用に当たっては、建築用木材（法第2条第4項に規定する建築用木材をいう。）の利用の推進の観点から、公共建築物に求められる機能等を考慮の上、木造化及び内装等の木質化を推進するものとする。

なお、本計画において、「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

- (2) 建築用木材以外の木材の利用についても、木質バイオマスを燃料とする暖房器具及びボイラーの導入に努めるとともに、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用の推進を図るものとする。

2 木材の利用の目標

- (1) 公共建築物の木造化及び内装等の木質化

ア 防衛省が整備する公共建築物については、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術面で木造化が困難であるものを除き、原則として全て木造化を図るものとする。なお、その際、木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む。）の採用も積極的に検討しつつ木造化を推進するものとする。

ただし、防衛任務の遂行、テロ等による攻撃からの防御、災害派遣への態

勢の維持等を確保するために必要な防衛施設としての特性から、木造化になじまない又は木造化を図ることは困難であると判断されるものについては木造化を推進する対象としないものとし、この判断は施設を構成する個々の建築物に対して行うこととする。

イ 内装等の木質化については、高層・低層にかかわらず、エントランスホール、情報公開窓口、広報対応窓口等のほか、記者会見場、幹部職員の執務室等、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、推進するものとする。

ウ 木造化及び内装等の木質化に当たっては、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、製材等のほか、C L T（直交集成板）及び木質耐火部材等の活用並びに部材単位の木造化等の技術の活用に取り組むものとする。

エ 建築用木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材の使用、効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図るとともに、維持管理及び解体・廃棄等に要するコストについても考慮するものとする。

(2) 木質バイオマスのエネルギー利用等

ア 防衛省の所管に属する公共建築物において、暖房器具やボイラーを設置する場合には、木質バイオマスの安定的な供給の確保や当該公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。加えて、当該暖房器具やボイラー（これらに付随する燃料保管施設等を含む。）の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても考慮するものとする。

イ 防衛省の所管に属する公共建築物において使用する机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品については、調達に要するコスト等を考慮しつつ、木材をその原材料として使用したものの利用の推進を図るものとする。

3 木材の利用の促進のための体制

- (1) 本計画に基づき防衛省の所管に属する公共建築物における木材の利用を促進するため、防衛省木材利用促進会議（以下「促進会議」という。）を設置する。
- (2) 促進会議は、議長及び委員をもって組織し、議長は整備計画局施設計画課長を、委員は議長の指名する者をもって充てる。
- (3) 促進会議は、防衛省の所管に属する公共建築物における木材の利用の事例、取組状況その他木材の利用の促進に資する情報を積極的に発信する。

- (4) 促進会議の庶務は、整備計画局施設計画課において処理する。
- (5) 前各号に定めるもののほか、促進会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。